

# 支払督促

支払督促は

- ・金銭その他の代替物等の請求のみ（将来履行期を迎えるものは除く。）
- ・相手方から異議が出ると、訴訟手続に移行します。

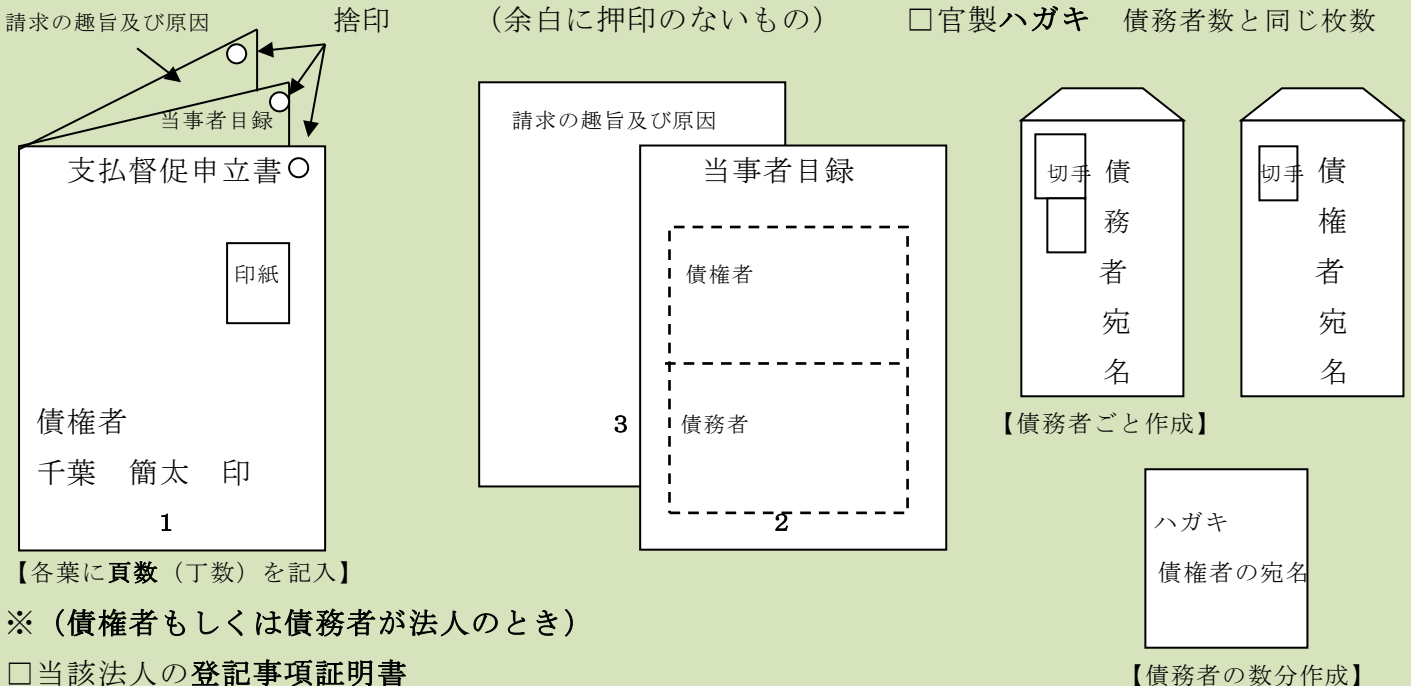
書類の作成について

- ・裁判所は中立・公正な立場ですので、主張や法律構成に関するアドバイスはできません。法テラス、弁護士又は司法書士にご相談ください。

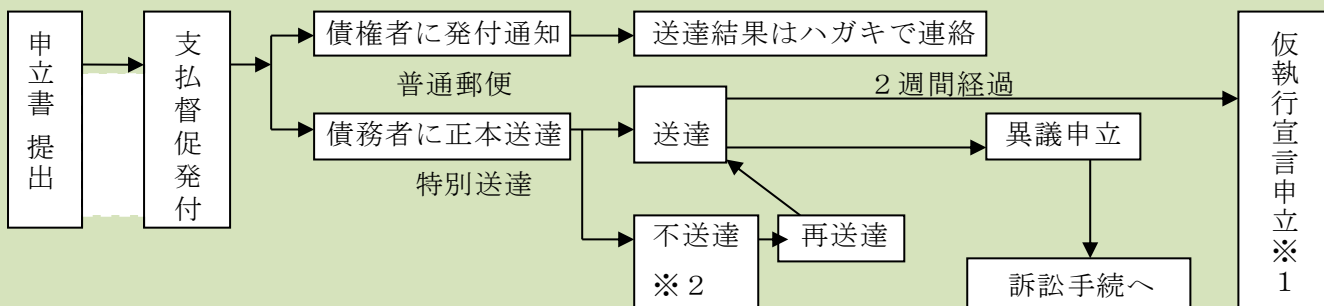
## 提出書類一覧

注意：郵便料金は、申立書の枚数によって料金が変わる場合があります。

- 支払督促申立書 1部
- 「当事者目録」と
- 長形 3号の封筒 債務者数 + 1枚
- 収入印紙（消印はしない）
- 「請求の趣旨及び原因」の
- 郵便切手 1,220円分 × 債務者数
- コピー各 1部
- 110円1枚
- 官製ハガキ 債務者数と同じ枚数



## 手続きの概要



※1… 仮執行宣言の申立てを、支払督促正本が送達されたのち、2週間経過後から30日の期間内に行わないと、支払督促が失効します（支払督促の法的効果がなくなります。）。

※2… 不送達の内容によっては、何もしないでいると、2か月の経過により取下擬制となっており、手続が終了してしまうことがあります。

問い合わせ先 千葉簡易裁判所支払督促係  
 電話 043-333-5290 (ダイヤル)  
 住所 〒260-0013 千葉市中央区中央4-11-27

督促異議の申立てによって、訴訟手続移行の効果が生じたときには、債権者（原告）に手数料の追納義務が生じます。（原則：支払督促申立手数料の額と同額の収入印紙及び6000円分の郵便切手）

# 仮執行宣言申立て

(強制執行の申立てに必要な債務名義を得る手続)

## 提出書類一覧

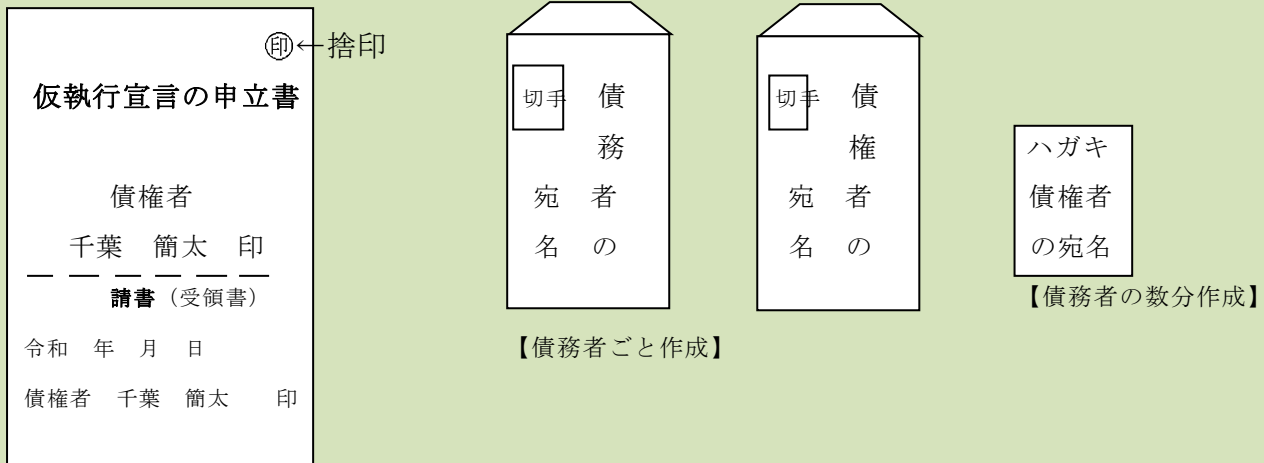
注意：郵便料金は申立書の枚数によって料金が変わる場合があります。

□ 仮執行宣言申立書 1部

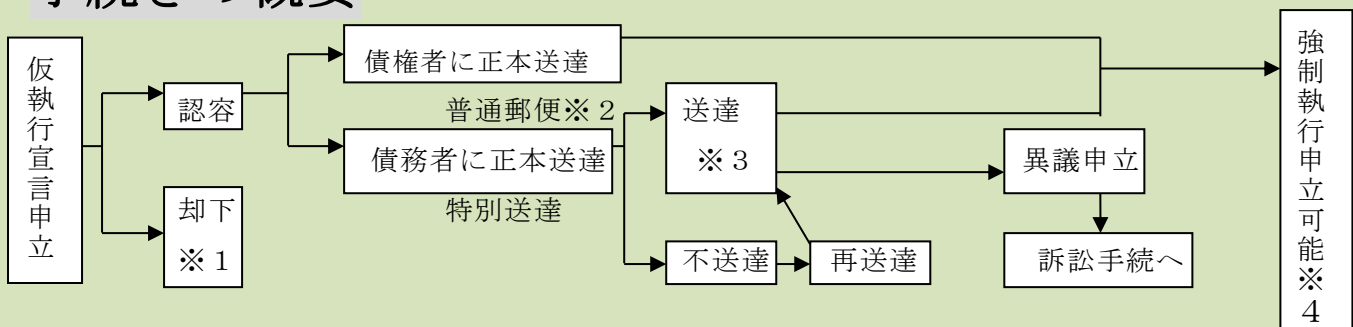
□ 請書（日付欄は記入しない） □ 郵便切手 1,220円分×債務者数

□ 債権者の宛名を記入し110円切手を貼った封筒1通

□ 債権者の宛名を記入した官製ハガキ ×債務者数と同じ枚数



## 手続きの概要



※1・・・失効または取り下げ擬制により支払督促が終了している場合などに、却下されることがあります。

※2・・・事前に請書（受領書）を提出していただいている場合（上記の「提出書類一覧」内の「仮執行宣言の申立書」の図を参照），110円切手により普通郵便で送付します。

これと異なり請書の提出をされない場合には、債権者に対しても特別送達によりお送りしますので、上記の110円切手ではなく、1220円分などの切手が必要になります。

※3・・・債務者に正本が送達されれば、債務者からの異議の有無にかかわらず（仮執行宣言付支払督促が確定する前であっても）、債権者は強制執行の申立てをすることができます（債務者からの異議なく送達から2週間が経過すると、仮執行宣言付支払督促は確定します。）。

※4・・・強制執行の申立てをする際には「送達証明書」を添付する必要がありますので交付申請をしてください。（手数料：1 証明事項につき収入印紙150円）

問い合わせ先

支払督促の申立てをした簡易裁判所へ

お問い合わせください

督促異議の申立てによって、訴訟手続移行の効果が生じたときには、債権者（原告）に手数料の追納義務が発生します。（原則：支払督促申立手数料の額と同額の収入印紙及び6000円分の郵便切手）